

米原市事後審査型制限付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、米原市契約規則(平成17年米原市規則第43号。以下「契約規則」という。)、米原市建設工事等入札執行要領(平成17年2月14日施行。以下「入札執行要領」という。)および米原市建設工事等電子入札実施要領(平成27年11月25日施行。以下「電子入札要領」という。)に定めるもののほか、本市が発注する建設工事、建設コンサルタント業務委託等(以下「建設工事等」という。)に係る制限付一般競争入札のうち、米原市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により実施する米原市事後審査型制限付一般競争入札(以下「事後審査型入札」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「事後審査型入札」とは、開札後に落札候補者に係る入札参加資格の有無および確認に必要な審査(以下「入札参加資格の審査」という。)を行い、その者が適格である場合に落札者として決定する方法をいう。

2 落札候補者とは、最低制限価格以上の価格であって、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者をいう。ただし、最低制限価格の設定がない場合は、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者をいう。

(対象)

第3条 事後審査型入札の対象とする建設工事等は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、事後審査型入札によらないことができるものとする。

- (1) 建設工事 予定価格が130万円を超えるもの
- (2) 建設コンサルタント業務委託等 予定価格が50万円を超えるもの

(入札の方法)

第4条 事後審査型入札は、電子入札要領に規定する電子入札システムを利用して行うものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(入札の公告)

第5条 市長は、第3条の規定により事後審査型入札に付そうとするときは、電子入札システムにより公告するものとする。

(入札参加資格)

第6条 事後審査型入札に参加しようとする者(共同企業体として入札に参加しようとする者にあつては、当該共同企業体すべての構成員)は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の要件に該当するものでないこと。

- ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- エ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別精算開始の申立てがなされている者
- オ 銀行取引停止処分がなされている者

(2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、本市から一般競争入札に参加させないとされている者でないこと。

(3) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次のアからカのいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(4) 前号イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人でないこと。

(5) 建設工事等に対応する参加業種、参加部門について米原市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であること（必要な事項に限る。）。

(6) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から落札者決定の日までの期間に市長から米原市建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(7) 建設工事にあつては、対象とする工事に係る設計業務等の受託者または当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(8) 業務にあつては、組合が入札参加資格確認申請した場合において、その組合員でないこと。

2 建設工事等の入札に参加しようとする者は、建設工事等ごとに市長が指定する次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 名簿における参加業種、格付、工事種別に対応する建設業許可、名簿の評点数または経営規模等評価結果・総合評価値通知書における総合評定値の範囲、参加業種、

参加部門に対応する登録（必要な事項に限る。）

- (2) 建設工事等と同種の工事または業務の実績を定める場合はその要件
 - (3) 建設工事等に配置する技術者を定める場合はその要件
 - (4) 主たる営業所またはその他の営業所の所在地で地域要件を設ける場合はその要件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、建設工事等の特性に応じ市長が必要と認める事項
- （設計図書等の閲覧および交付）

第7条 事後審査型入札に参加しようとする者は、公告により指定された期間中に電子入札システムにおいて当該入札に係る特記仕様書、設計数量書、図面等（以下「設計図書等」という。）を閲覧および取得できるものとする。

- 2 前項によらない場合は、市長が指定する場所において当該設計図書等を閲覧し、または受け取ることができる。なお、設計図書等の交付にあつては、実費を徴収することができるものとし、実費を徴収する場合は、その旨を公告において明らかにするものとする。
- （公告および設計図書等に対する質問）

第8条 公告、設計図書等に対する質問書の提出があつた場合においては、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとする。

- 2 質問書の提出場所および提出期間は、公告において明らかにするものとする。
- 3 前項の規定による日時等の設定に当たっては、米原市の休日を定める条例（平成17年米原市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除くものとする。
- 4 質問書の提出は、提出場所へ持参またはファクシミリにより行うものとする。
- 5 質問に対する回答書の閲覧は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（入札書および資料の提出）

第9条 入札書は、公告に定める期間内に電子入札システムにより提出するものとする。

- 2 電子入札システムにより送信する入札参加資格確認申請書等（以下「提出資料等」という。）は、入札書の提出時に電子ファイルとして添付し提出するものとする。この場合、添付する提出資料等の内容は公告によって明らかにするものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、電子入札要領第9条または第14条第2項のいずれかに該当する場合は、紙により提出できるものとする。

（入札の無効等）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を無効または失格とする。

- (1) 米原市契約規則第15条の規定に該当する入札
- (2) 提出資料等を提出しないまたは虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 入札執行要領に違反した入札

（開札）

第11条 開札の執行は、有効な入札書を対象とする。なお、入札参加資格の審査および落

札決定に時間を要する場合は、電子入札システムにより一旦落札決定を保留するものとする。

(審査)

第12条 入札参加資格の審査は、落札候補者から提出のあった入札書および提出資料等を審査し、入札参加資格を満たしているときは、当該者を落札者として落札決定を行うものとする。

2 落札候補者が入札参加資格を満たしていないときは無効とし、次順位者の入札参加資格の審査を行うものとする。

3 第1項に規定する審査の結果、落札候補者が2者以上ある場合には、電子入札要領第21条の規定に基づき、くじ引きにより落札者を決定する。

(入札参加資格を認められなかった者に対する説明)

第13条 入札参加資格が認められなかった落札候補者は、落札決定の翌日から起算して市の休日を除く3日以内に、市長に対し書面を持参することによって説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により説明を求められた場合、説明を求めたものに対し、その理由を書面により回答するものとする。

(その他)

第14条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成27年11月25日から施行する。